

杉並区地域密着型サービスにおける区外被保険者の利用希望 に係る同意要件の明確化について

介護保険法第78条の2第4項第4号に基づき、区外の被保険者から杉並区の地域密着型サービスの利用希望があった場合における区長の同意要件については、杉並区地域密着型サービス事業所の指定又は利用の同意に関する細目（以下、「細目」という。）で規定しているところです。

この間、区内の地域密着型サービス事業者等からの意見・要望があったことを受け、他自治体の規定等を参考に、以下のとおり細目の規定内容をサービス種別ごとに明確化するよう改正しましたので、報告いたします。

1 細目の改正概要

No.	サービス種別	同意の要件（改正後）	備考
1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護（介護予防）認知症対応型通所介護 （介護予防）小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	以下の全ての要件を満たしていること。 ア．対象事業所の利用定員に余裕があり、区外利用希望者の受け入れをしても、杉並区の被保険者の受け入れが可能な場合 イ．杉並区域内にある地域密着型サービス事業所を利用することにやむを得ない事情があると認められる場合	・改正前と同じ条件ですが、サービス種別毎に規定することとしました。なお、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護については、杉並区、練馬区、世田谷区、中野区、渋谷区、武蔵野市、三鷹市との間で、区外利用者毎の同意を省略する協定を締結しているため、区長の同意は不要となっています。
2	介護老人福祉施設入所者生活介護	ウ．対象事業所が利用希望者の受け入れを認めている場合	
3	認知症対応型共同生活介護	以下の全ての要件を満たしていること。 ア．対象事業所の利用定員に余裕があり、区外利用希望者の受け入れをしても、杉並区の被保険者の受け入れが可能な場合として、以下に該当する場合 （ア）杉並区民の申込者がいない場合。又は、杉並区民の申込者が直ちに入所する意志がないことを確認している場合。 （イ）2か月以上入居者が定員に満たない場合で、区外利用者が入居しても、1人以上の定員の空きがある場合。ただし、区外利用者を受入れる人数の上限は、1ユニット事業所及び2ユニット事業所で1人、3ユニット事業所で2名までとし、新規施設は、指定後一定期間は区外利用者を受入れないものとする。	・改正前は上記No. 1及び2と同じ条件でしたが、他自治体の規定や区内事業所からの意見等を踏まえて、規定を明確化しました。

		イ．当該認知症対応型共同生活介護事業所を利用することにやむを得ない事情として、以下のいずれかに該当する場合 (ア) 居住自治体に、入所を希望する区内の認知症対応型共同生活介護事業所よりも近距離の認知症対応型共同生活介護事業所が存在しない、又は、居住自治体の認知症対応型共同生活介護事業所に定員の空きがない場合。 (イ) 区内施設に入所後の日常的な支援者や緊急時の連絡先となる親族等が、杉並区内又は隣接自治体に居住している場合。 (ウ) 在宅での生活が困難で、災害や虐待の恐れ等により緊急かつ心身の安全上やむを得ない状況にあるとき。 ウ．当該認知症対応型共同生活介護事業所が受け入れを認めている場合	
--	--	---	--

2 施行日

令和7年9月1日